

①受験要件の確認

1 受験要件について

〈対象者〉

区分	【受験要件】 ●次の第1号および第2号に従事(要援護者に対する直接的な対人援助業務)した期間が通算して<u>5年(=1,825日)</u>以上かつ当該業務に従事した日数が<u>900日以上</u>である者 従事期間が通算できる 従事期間計算表 をご利用ください。 → https://www.do-kaigoshien.jp/examination.html ※<u>従事期間5年(=1,825日)以上</u>と<u>従事日数900日以上</u>、両方の要件を満たすことが必要です。
第1号	法定資格保有者 次の法定資格を有する者が、その資格に基づき要援護者に対する直接的な対人援助業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士 ※第1号(法定資格保有者)に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間および従事日数は、免許の登録の日以降が算定されます。 【参考:P22「勤務期間算定に関する具体例」(1)・(2)】
第2号	相談援助に従事する者 別紙1(P5)に掲げる相談援助業務に従事した期間 ※第1号法定資格の有無は問いません。

【実務経験の考え方等について】

- 1 いずれの区分においても、**要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。**
 ※法定資格を有していても、教育・研究・事務・営業販売等の業務は算定できません。(P17、問5参照)
- 2 提出された実務経験証明書により受験要件を審査します。
 ※提出された実務経験証明書で受験要件が確認できない場合は、法定資格に基づく業務であることが分かる書類、また施設・事業所の概要等が分かる書類など追加書類を求める場合があります。(P18、問7参照)
- 3 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。(P18、問10参照)
- 4 第1・2号の受験要件をそれぞれ合算(重複期間を除く)して、通算5年(=1,825日)以上かつ900日以上の実務経験があれば該当になります。また、複数の勤務先の実務経験を合算して、通算5年(=1,825日)以上かつ900日以上になる場合は、勤務先ごとの実務経験証明書の提出が必要です。
- 5 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等により証明することが可能な場合があります。(P21、問20参照)

別紙 1 相談援助業務に従事する者の範囲

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 2 項第ロ関係)

1 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者			
区分	対象事業及び施設	対象となる職員 (職種)	規定する法令・通知等
1	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号)第 175 条第 1 項第 1 号
2	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 110 条第 1 項第 1 号
3	地域密着型介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム (29 人以下)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 131 条第 1 項第 2 号
4	介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム (30 人以上)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 39 号)第 2 条第 1 項第 2 号
5	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 40 号)第 2 条第 1 項第 4 号
6	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 231 条第 1 項第 1 号
7	指定特定相談支援事業 ●計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第 3 条
8	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 の第 7 項に規定する障害児相談支援 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第 3 条
9	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添 1)自立相談支援事業実施要領 3 (2) ア